



平成 30 年 7 月 13 日

各 位

会社名 三井住友建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 新井 英雄
(コード番号 1821 東証第一部)
問合せ先 法務部長 須田 直亮
(TEL 03-4582-3000)

現在係争中の訴訟に係る訴えの変更に関するお知らせ

平成 29 年 12 月 8 日付の「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、三井不動産レジデンシャル株式会社(以下、原告という。)より、平成 29 年 11 月 28 日付にて訴訟の提起を受け現在係争中ではありますが、平成 30 年 7 月 11 日付で、原告より当該訴訟の訴えの変更の申立てがありましたので(送達日：平成 30 年 7 月 12 日)、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴えの変更が申し立てられた裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 : 東京地方裁判所
- (2) 申立年月日 : 平成 30 年 7 月 11 日

2. 訴訟を提起した者(原告)

平成 29 年 12 月 8 日付の「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表した内容から変更はありません。

3. 訴訟の内容

- (1) 請求の内容 : 平成 29 年 12 月 8 日付の「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表した内容から変更はありません。
- (2) 請求額 : 原告が負担したと主張する本件マンションの建替え工事費用等を増額し、約 459 億円から、約 510 億円に変更されました。

4. 今後の見通し

当社といたしましては、本訴訟における原告の請求は、根拠を欠くものであると考えており、裁判において、引き続き、適切に当社の主張を展開してまいります。

また、本訴訟が当社の今後の業績に与える影響を現時点で見通すことは困難であることから、本訴訟の当社業績に対する影響は見込んでおりません。なお、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上